第2期 湯河原町障がい者計画

「2017 (平成29) 年度~2026 (平成38) 年度」

"ともに支えあい 笑顔で暮らせるまちづくり"

平成29年3月

湯河原町

「障がい」の表記について

湯河原町では、平成19年5月から従来「障害」と表記していたものについて、法律名、団体名などの固有の名称などを除き、公文書、広報、ホームページなどにおいて、負のイメージがある「害」の字を用いないで、「障がい」と表記しています。

はじめに

平成16年(2004年)6月に「障害者基本法」が改正され、 努力義務であった市町村障害者計画が、平成19年(2007年)4月から義務計画となりました。湯河原町においては、平成18年(2006年)4月から施行された「障害者自立支援法」により策定が義務付けられた湯河原町障害福祉計画と一体的に湯河原町障害者計画を策定いたしました。



障害者基本法に位置付けられた「障害者計画」は、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定める長期計画です。一方、障害者自立支援法(障害者総合支援法に改編)に位置付けられた「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもので、計画期間は1期を3年としています。湯河原町障害者計画の計画期間を10年と定め、様々な分野の福祉総合計画とて推進してまいりましたが、平成28年度をもって計画期間が終了することから、湯河原町障害者計画を見直すことといたしました。見直すにあたって、計画期間が3年と短期な実施計画である湯河原町障害福祉計画とは別に、中期の単体計画として策定することといたしました。

一方、湯河原町新総合計画である「ゆがわら2011プラン」の後期実施計画が 平成28年(2016年)度にスタートしております。新総合計画の5つの基本目標の 中で、福祉関連の基本目標は「基本目標2 ともに支えあい笑顔で暮らせるま ちづくり」です。この新総合計画に沿い、福祉の充実を図るために"だれもが 住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して支え合って暮らせるよう、自助、 共助、公助の考え方のもとに、各種福祉施策を展開します。"を合言葉に、第 2期湯河原町障がい者計画を進めてまいります。

今後とも、町民を主体とした創造的な都市づくりを推進し、すべての町民が 障がいのあるなしや性別、年齢、居住地域などに関わらず自立し、社会に参加 し、ともに生き、自己実現のできるまちづくりをめざし、保健と福祉の連携に よる強力な施策を推進しています。

最後に、障がいに関するご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本 計画の策定にあたりご協力をいただきました町民の方、関係団体の方に深く感 謝申し上げます。

平成29年3月

湯河原町長 富田幸宏

_ も く じ _

はじめに

第	1	章	障がい者計画策	定にあたって	1
	1	Ī	十画策定の背景		1
	(]	1)	国の障害者基本計画の	主な経緯	1
	(:	2)	神奈川県の障害者計画	jの主な経緯	2
	(;	3)	湯河原町障がい者計画	jの主な経緯	3
	2	Ī	計画の基本理念		3
	3	1	基本目標·基本方針.		4
	4	Ī	計画の期間		4
	5	Ī	∤画の位置づけ		5
	6	•	さもに生きる社会かな	いかわ憲章の概要	6
笙	2	音	障がい児者の現	!状	7
71	_				
	1			3	
	•	,		,	
	•	,			
	•	,			
	(;	5)	精神障がい者の状況.		2
	((,	, <u></u>		
	2			ヾい児者を取り巻く変化1	
	3				
	•	,			
	(;	3)	調査の基準日及び調査	5の時期	6
	(;	5)	集計について		6
	((,	., ,	4) 1	
	4	ß	章がい児者が利用する	5サービス事業所等の状況 3	0
	()	1)	就学関係施設等の状況	!(平成28年4月1日現在)3	0
	(2	2)	サービス事業所等の状	況 (平成28年4月1日現在) 3	0

第	3	章	計画の基本方向と主な整備目標	33
	1	於	- 拖策の体系	34
第	4	章	施策の展開	35
	1	厚	客発・広報	35
	(]	1)	広報・相互理解の推進	35
	(2	2)	権利擁護の充実	36
	2	스	生活支援	36
	(]	1)	ボランティア活動の推進	36
	(2	2)	障がい福祉サービスの充実	37
	(;	3)	児童福祉サービスの充実	37
	(4	4)	地域生活支援事業の充実	37
	(;	5)	地域福祉活動の促進	38
	((3)	スポーツ・レクリエーション、文化活動等の推進	39
	3	4	生活環境	39
	(]	1)	バリアフリー等の推進	39
	(2	2)	情報伝達の普及・促進	40
	(;	3)	要援護者の把握	40
	(4	4)	避難場所の確保	40
	4	孝	教育・育成	41
	(]	1)	相談体制の充実	41
	(2	2)	保育・教育の充実	41
	5	雇	星用・就業	42
	(]	1)	雇用対策の促進	42
	(2	2)	福祉的就労の促進	42
	(;	3)	障がい者の就業と生活支援の促進	43
	6	俘	呆健・医療	43
	(]	1)	障がいの発症予防と早期発見体制の充実	43
	(2	2)	障がいに対する保健・福祉・医療サービスの充実	44
	(;	3)	精神保健施策の推進	44
	7	惰	青報・コミュニケーション	45
	(]	1)	情報バリアフリー化の推進	45
	(2	2)	情報提供及びコミュニケーション支援体制の充実	45

8	3 国際協力	46
	(1) 国際交流の推進	46
Ç	9 障がい者保健福祉に関する行政等の体制	47
1 () 神奈川県の障害保健福祉圏域について	47
左	E 音・計画の推進	40
퐈	5 章 計画の推進	49
-	Ⅰ 町民参加、当事者参加の推進	49
2	2 推進体制の充実	49
	(1) 全庁的な施策の推進	49
	(2) ともに進める組織体制の充実	49
(3 計画の公表	49
4	1 推進の方策	50
Ę	5 行政の役割	50
华	6章 資料編	Г1
粐	O 早	51
-	l 第2期湯河原町障がい者計画策定経過	51
2	2 湯河原町障がい福祉のあり方検討会について	52
(3 福祉用語の解説	55
4	1 アンケート結果集計表(抜粋)	62
	(1) 障がいと医療等の状況	62
	(2) 住まいと暮らしについて	63
	(3) 日中の活動や就労について	64
	(4) 認定区分等について	66
	(5) 差別、権利擁護等について	66

第 1 章

障がい者計画策定 にあたって

第1章 障がい者計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の障害者基本計画の主な経緯

平成5年に、心身障害者対策基本法(昭和45年法律第84号)が「障害者基本法」として改正され、"リハビリテーション""ノーマライゼーション"の理念と"完全参加と平等"の目標のもとに「障害者対策に関する新長期計画(平成5年(1993年)度〜平成14年(2002年)度)」、及びその重点施策実施計画として平成7年(1995年)に「障害者プラン(平成8年(1996年)度〜平成14年(2002年)度)」が策定されました。

さらに、平成15年(2003年)から、これらの理念と目標を継承しつつ、共生社会の実現を目指して、今後10年間の障がい者施策の方向性を示した「新障害者基本計画」がスタートし、あわせて、障がい者が社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備を進めるため、5か年の重点事項を定めた「新障害者プラン」が策定されました。また、自閉症や学習障害(LD)・注意欠陥/多動性障害(ADHD)などの発達障がい児者への支援体制を定めた「発達障害者支援法」が平成17年(2005年)4月1日から施行されています。

平成16年(2004年)の障害者基本法(昭和45年法律第84号)の改正において、 障がい者に対する差別の禁止が基本的理念として明示されるとともに、従来努 力義務であった都道府県障害者計画及び市町村障害者計画(平成19年(2007年) 4月施行)の策定が義務化されました。

平成23年(2011年)の同法改正(平成23年法律第90号)の際には、権利条約の趣旨を踏まえ、社会的障壁について"障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。"と定義されるとともに、基本原則として、"何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない"こと、また、"社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない"ことが規定されています。

また、"障害者基本法の基本的理念にのっとり、他の障がい者及び障がい児の福祉に関する法律と相まって、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する"ことを目的に平成 18 年(2006 年)度に制度化された「障害者自立支援法」が平成 25年(2013 年)度より「障害者総合支援法」に改変され「制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者(児)の定義に新たに政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、疾状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障がいがある方々が障がい福祉サービス等の対象」となりました。

さらに、平成25年(2013年)6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号「障害者差別解消法」)が成立し、平成28年(2016年)4月に施行されました。障害者差別解消法においては、地方自治体等には差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止の法的義務に加え、具体的な対応として、それぞれの地方公共団体における取り組みに関する要領を策定する努力義務が課せられています。

平成28年(2016年)5月25日に、改正障害者総合支援法などが参議院本会議で可決・成立しました。この改正法は、グループホームなどを出てひとり暮らしを希望する障がい者を対象に、グループホームのスタッフなどが定期的に自宅を訪問して食事や掃除を支援したり、地域の住民との関係などについて相談に応じたりするサービスを新たに公費で行うとしています。平成30年(2018年)4月からは、低所得者が介護サービスを受けた際に新たに発生する自己負担分の原則1割を軽減されることも盛り込まれています。

また、民間企業などに就職した障がい者が働き続けられるようにするため、 専門の相談員などが生活相談や企業などとの連絡調整に当たるサービスも新た に公費で行うとしています。このほか、地域の実情に応じ障がい児の支援体制 を盛り込んだ「障害児福祉計画(児童福祉法第33条20第1項)」の策定を自治 体に義務づけることなども盛り込まれています。

(2) 神奈川県の障害者計画の主な経緯

神奈川県では、障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「ともに生きる福祉社会かながわ」の実現を目指し、「障害福祉長期行動計画」を昭和59年(1984年)3月に策定し、福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野における障がい者に関する施策の基本となる

計画として総合的かつ計画的に推進していました。

平成16年(2004年)3月からは、「かながわ障害者計画」を策定し、平成16年(2004年)度から平成25年(2013年)度までの10年間を対象に、障がい者の自立と社会参加の推進及び生活力を高めるための新たな支援等を重点的施策として取り組みました。

さらに、障がい福祉の施策環境の変化を踏まえ、「ひとりひとりを大切にする」ことを基本的な考え方として、かながわらしい施策を展開するため、平成 18 年 (2006 年) 7 月に「かながわの障害福祉グランドデザイン」を策定しています。 平成 25 年 (2013 年) には、障害者基本法の基本原則を具体化した障害者差別解消法の制定、障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が施行されるなど、この10 年間の新たな法制度やこれまでの取り組み状況等を踏まえ、計画期間を平成26 年 (2014 年) 度から平成30年 (2018 年) 度までの5年間と定め、「かながわ障害者計画」を策定しています。

(3) 湯河原町障がい者計画の主な経緯

湯河原町では、平成 18 年(2006 年) 4月に「障害者自立支援法」が施行され、 障害福祉計画の策定が義務付けられたことにより、今後、10 年間の障がい者福祉のあるべき姿を見据え、計画期間を平成 19 年(2007 年) 度から平成 28 年(2016 年) 度と定め、平成 19 年(2007 年) 3月に「湯河原町障害福祉計画」と一体的に「湯河原町障害者計画」を策定いたしました。「湯河原町障害者計画」の期間が平成 28 年(2016 年) 度で終了することから、3 年間の短期的な障がい福祉計画と分離し、中長期計画である「第 2 期湯河原町障がい者計画」を単体計画として見直すことといたしました。

2 計画の基本理念

この障がい者計画は、障がい者が「自己選択・自己決定」により、自立と社会参加ができるよう、また、住み慣れた「湯河原町」で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、障がいのある人もない人も、ともに生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」の推進と、障がい者一人ひとりの生活スタイルにあった「リハビリテーション」の推進を基本理念としています。

また、「ゆがわら2011プラン (湯河原町新総合計画)」の基本構想に定めるまちの将来像「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現を目指す後期基本計画 (平成28年(2016年)度~平成32年(2020年)度)の保健・福祉分野の基本的な理念を上意理念としています。

3 基本目標·基本方針

「第2期湯河原町障がい者計画」の基本目標は、「ともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくり」を上位基本目標とし、町民一人ひとりが健やかに暮らすための健康づくりと、互いに助け合い支えあう地域ぐるみの福祉を推進し、だれもが笑顔で暮らせるまちづくりを進めていきます。

障がい者の社会参加と平等が完全に実現できるよう、この障がい者計画は第 1 期湯河原町障害者計画の基本目標を踏襲し「障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れた「湯河原町」でともに生きる福祉社会」の構築を目指します。また、障がいのある人々が、社会のあらゆる活動に参加し、企画し、一人ひとりの人権が尊重される差別のない地域社会を構築するため、5 つの基本方針を定めます。

★人権の尊重

- ★社会のバリアフリー化の推進
- ★障がいの特性を踏まえた施策の展開
- ★虐待、差別のない福祉社会の徹底
- ★計画の効果的な推進

4 計画の期間

計画

社会福祉、障がい者福祉等の変容及び国の指針等を考慮し、「第2期湯河原町 障がい者計画」は2017(平成29)年度~2026(平成38)年度の10か年計画としま す。

●湯河原町障がい者計画の期間

計画

2007(平成19)年度~2017(平成28)年度 2017(平成29)年度~2026(平成38)年度 第1期計画 第2期計画 ●湯河原町障がい福祉計画の期間(参考) (予定) 2006(平成 18)年度 2012(平成24)年度 2018(平成30)年度 ~2011(平成 23)年度 ~2017(平成 29)年度 ~2023(平成35)年度 第5期、 第6期 第1期 第2期 第3期 第4期

-4-

計画

計画

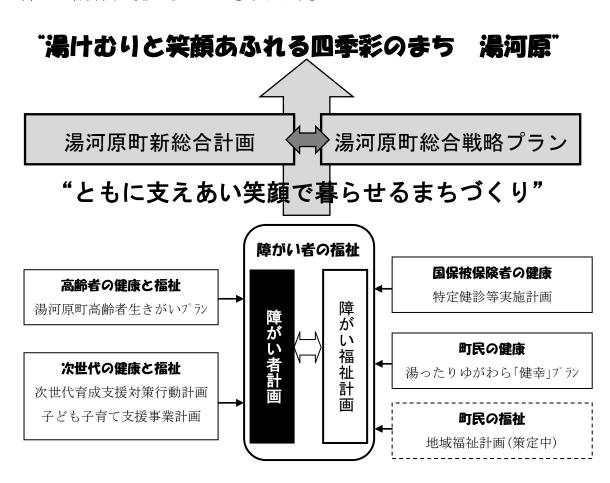
計画

計画

5 計画の位置づけ

湯河原町障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の「国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画」を基本とするとともに、障害者自立支援法第88条第1項に基づき策定する「市町村障害福祉計画」と連携し、障がい者のための施策に関する基本的な計画と位置づけています。よって、湯河原町障がい者計画は国の「障害者基本計画」及び神奈川県の「かながわ障害者計画」との整合性を図りながら、それぞれの計画における基本的考え方等において、統一性をもつこととなります。

また、「ゆがわら2011プラン(湯河原町新総合計画)」を上位計画とし、他の法律の規定等による計画である「障がい福祉計画」、「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「次世代育成支援対策行動計画」、「子ども子育て支援事業計画」、「地域防災計画」、「都市マスタープラン」、「地域福祉計画(平成28年度策定予定)」等との整合性、合理性及び効率性の観点から十分な調整を図ることになります。また、障害者基本法第11条第3項に基づくものであることを踏まえ、単独計画として策定しますが、総合的な計画、高齢者に関する計画等の一部を障がい者計画に充てることにもなります。



6 ともに生きる社会かながわ憲章の概要

平成28年7月に、県立の障害者支援施設において19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、 断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現を目指し、ここに「ともに 生きる社会かながわ憲章」を定めます。

平成 28 年 10 月 14 日 神奈川県

かながわ憲章

- ☆ 私たちは、あたたかい心をもって、 すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げる あらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

ともに生きる社会

第 2 章

障がい者の現状

第2章 障がい児者の現状

1 湯河原町の人口の推移

(1)総人口の推移

国勢調査(各年10月1日)の結果によれば、昭和50年(1975年)の湯河原町の総人口は24,552人で、その後も増加傾向でしたが平成7年(1995年)の28,389人が総人口のピークとなりました。平成17年(2005年)が27,430人、平成27年(2015年)が25,046人となり減少傾向となっています。

湯河原町の総人口と世帯数の推移

単位:人/世帯

	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成27年
男性	11, 511	12, 193	13, 123	12, 660	11, 566
女性	13, 041	13, 834	15, 266	14, 770	13, 480
総計	24, 552	26, 027	28, 389	27, 430	25, 046
世帯数	7, 122	8, 604	10, 515	10, 793	10, 724

資料:国勢調査

(2) 障がい児者人口の推移

湯河原町の身体障がい者(身体障害者手帳の所持者)、知的障がい者(療育手帳の所持者)、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳の所持者)の推移(各年4月1日)は以下のとおりです。

平成28年(2016年)の身体障がい者は1,176人で、平成20年(2008年)の1,166人に比較して10人増加しています。平成28年(2016年)の知的障がい者は197人で、平成20年(2008年)の163人して34人増加しています。平成28年(2016年)の精神障がい者は376人で、平成20年(2008年)の226人して比較して150人増加しています。全体では、平成28年(2016年)が1,749人で、平成20年(2008年)の1,555人に比較して194人増加しています。

湯河原町の障がい児者人口の推移

単位:人

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年
身体障がい者	1, 166	1, 129	1, 171	1, 228	1, 176
知的障がい者	163	185	186	208	197
精神障がい者	226	262	299	352	376
計	1, 555	1, 576	1,656	1, 788	1, 749

資料:社会福祉課

(3) 身体障がい者の状況

① 等級別人口の状況

湯河原町の身体障がい者の等級別人口の推移(各年4月1日)は以下のと おりです。

1級及び2級の手帳保持者は、平成28年(2016年)は622人で、平成20年(2008年)の648人に比較して26人減少しています。3級及び4級の手帳保持者は、平成28年(2016年)は443人で、平成20年(2008年)の382人に比較して61人増加しています。5級及び6級の手帳保持者は、平成28年(2016年)は111人で、平成20年(2008年)の136人に比較して25人減少しています。

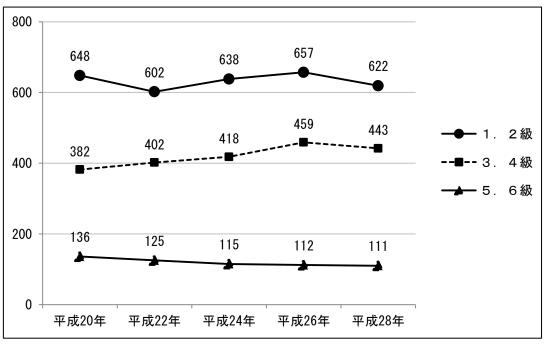
等級別身体障がい者人口の推移

単位:人

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年
1 • 2級	648	602	638	657	622
3 · 4級	382	402	418	459	443
5.6級	136	125	115	112	111
計	1, 166	1, 129	1, 171	1, 228	1, 176

資料:社会福祉課

等級別身体障がい者人口の推移



② 障がい種別身体障がい者の推移

湯河原町の障がい種別の身体障がい者の推移(各年4月1日)は以下のと おりです。

視覚障がいの手帳保持者は、平成28年(2016年)は84人で、平成20年(2008年)の101人に比較して17人減少しています。聴覚平衡障がいの手帳保持者は平成28年(2016年)は86人で、平成20年(2008年)の78人に比較して8人増加しています。音声言語障がいの手帳保持者は、平成28年(2016年)は10人で、平成20年(2008年)の7人に比較して3人増加しています。肢体不自由障がいの手帳保持者は、平成28年(2016年)は642人で、平成20年(2008年)の666人に比較して24人減少しています。内部障がいの手帳保持者は、平成28年(2016年)は354人で、平成20年(2008年)の314人に比較して40人増加しています。

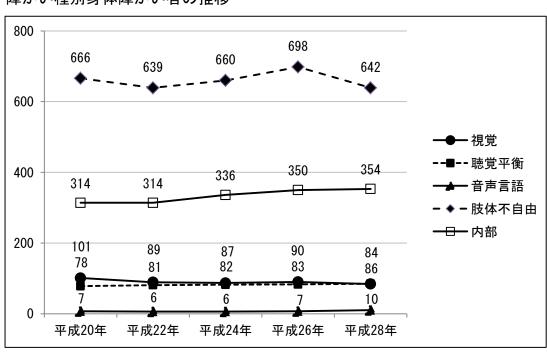
障がい種別身体障がい者の推移

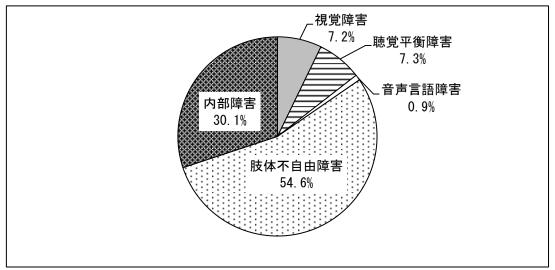
単位:人

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	
視覚障がい	101	89	87	90	84	
聴覚平衡障がい	78	81	82	83	86	
音声言語障がい	7	6	6	7	10	
肢体不自由障がい	666	639	660	698	642	
内部障がい	314	314	336	350	354	
計	1, 166	1, 129	1, 171	1, 228	1, 176	

資料:社会福祉課

障がい種別身体障がい者の推移





障がい種別身体障がい者人口の比率(平成28年分)

(ア) 内部障がい者の内訳と推移

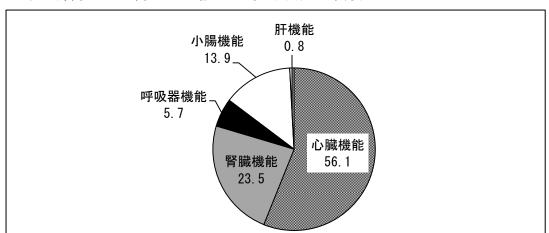
内部障がい者の内訳の推移(各年4月1日)は以下のとおりです。 心臓機能障がいは、平成28年(2016年)が198人で、平成20年(2008) の183人に比較して15人増加しています。腎臓機能障がいは、平成28 年(2016年)が84人で、平成20年(2008)の59人に比較して25人増加しています。呼吸器機能障がいは、平成28年(2016年)が20人で、平成20年(2008)の24人に比較して4人減少しています。ぼうこう直腸機能障がいは、平成28年(2016年)が49人で、平成20年(2008)の47人に比較して2人増加しています。免疫障がいは、平成28年(2016年)は3人で、平成20年(2008)の1人に比較して2人増加しています。

内部障がいの障がい内訳別人口の推移

単位:人

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年
心臓機能障害	183	182	193	198	198
腎臓機能障害	59	65	76	83	84
呼吸器機能障害	24	22	19	22	20
ぼうこう直腸機能障害	47	44	45	45	49
小腸機能障害	0	0	0	0	0
免疫機能障害	1	1	1	1	3
肝機能障害	0	0	1	1	0
計	314	314	336	350	354

資料:社会福祉課



主な内部障がいの障がい内訳の比率 (平成28年分)

※0.0の場合は省略しています

(4) 知的障がい者の状況

① 知的障がい者の等級別人口の状況

湯河原町の知的障がい者の等級別人口の推移(各年4月1日)は以下のとおりです。

A (重度) の手帳保持者は、平成28年(2016年)は69人で、平成20年(2008年)の70人に比較して1人減少しています。B (中度・軽度)の平成28年(2016年)は128人で、平成20年(2008年)の93人に比較して35人増加しています。

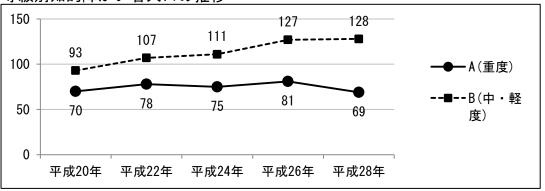
等級別知的障がい者人口の推移

単位:人

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年
A (重度)	70	78	75	81	69
B (中・軽度)	93	107	111	127	128
計	163	185	186	208	197

資料:社会福祉課

等級別知的障がい者人口の推移



② 知的障がい者の年齢区分別人口の状況

平成28年の年齢別知的障がい者は、18歳未満が59人、18歳以上が138人で す。平成20年と比較すると18歳以上が増加傾向を示しています。

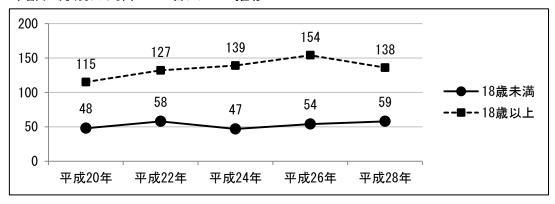
年齢区分別知的障がい者人口の推移

単位:人

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年
18歳未満	48	58	47	54	59
18歳以上	115	127	139	154	138
計	163	185	186	208	197

資料:社会福祉課

年齢区分別知的障がい者人口の推移



(5) 精神障がい者の状況

① 精神障がい者の等級別人口の状況

湯河原町の精神障がい者の等級別手帳承認件数の推移(各年4月1日)は 以下のとおりです。1級は、平成28年(2016年)は23人で、平成20年(2008年) の16人に比較して7人増加しています。2級は、平成28年(2016年)は84人で、 平成20年(2008年)の56人に比較して28人増加しています。3級は、平成28年(2016年)は48人で、平成20年(2008年)の26人に比較して22人増加しています。。

等級別精神障がい者人口の推移

単位:人

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年
1級	16	17	12	21	23
2級	56	55	68	70	84
3級	26	29	34	50	48
計	98	101	114	141	155

資料:保健センター

② 精神障がい者通院医療費公費負担制度等受給者数の状況

平成28年(2016年)の公費負担制度による受給者数は、376人で、平成20年(2008年)の226人と比較すると150人増加しています。

公費負担制度受給者数の推移

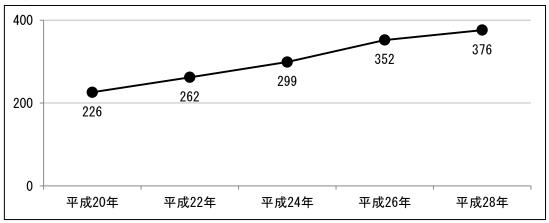
単位:人

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年
受給者数	226	262	299	352	376

資料:社会福祉課

公費負担制度受給者数の推移

単位:人



(6) 難病患者の状況

平成25年(2013) 4月から、「障害者総合支援法」に定める障がい児・者の対象に、難病(130疾患)等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。平成27年(2015年) 7月からは対象疾病が332疾病となりました。対象となる方は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の障害者手帳をもっていなくても必要と認められた支援が受けられます。

平成27年(2015年)4月1日現在における湯河原町の難病患者は184人です。

2 湯河原町における障がい児者を取り巻く変化

障がい福祉サービス関連においては、平成15年(2003年)4月に従来の「措置制度」から「支援費制度」に変わり、更に、平成18年(2006年)度からは、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービスの一元化」が図られました。障害者自立支援法は障がい者福祉の基礎構造ともいうべきものであり、これにより大きな障がい福祉の転換期に入りました。「障害者自立支援法」は、障がい者が地域で自立した生活ができるよう支援する法律で、障がい別(身体・知的・精神)でバラバラだった旧来の福祉サービスを一元化し、障がいの程度に応じてサービスを提供するのが目的でしたが、介助や介護のサービス量に応じて原則1割の自己負担を課す「応益負担」を導入したため、収入の少ない障がい者がサービス利用を控えざるを得なくなるなどの課題があり、平成23年7月、改正「自立支援法」が成立し実質的に「応能負担」になりました。また、自閉症などの「発達障がい」を支援対象に含めることが明記されました。

そのような中で、障がい者施策も一元化された障がい福祉サービスだけではなく、できる限り地域の関係者と連携し障がいの種類別に、専門化・特殊化に眼目し、障がい制度の「すきま」をなくすことを推進するため、湯河原町は、障害福祉計画と一体的に障害者計画を策定しました。

平成25年(2013年)4月からは、「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」となるなど、障がい者制度もめまぐるしく改変されています。

障がい者の支援は、障がいの種別や年齢に関わりなく、できるだけ住み慣れた身近な地域で、きめ細かなサービスが受けられることが望まれています。このため、湯河原町における障がい福祉に関する施策については、支援を必要とする町民の多様なニーズに応じて必要とするサービスを障がい福祉計画で計画的に提供するとともに、障がい者計画において、障がいの有無にかかわらず、町民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指しています。

障害者雇用対策については、国が、平成15年(2003年)度に策定された「障害者雇用対策基本方針」に基づき、ハローワークにおいてきめ細かい職業紹介や情報提供を行うなど、障がい者の就労支援を推進しています。

また、地域において、雇用、福祉、教育等の関係機関からなるネットワークを構築し、個々の障がい者の状況に応じて総合的な雇用支援を行っています。

3 障がい児者のニーズ

第1期障害者計画の見直しに当たって、障がい者の日常生活、社会生活の状況や保健福祉サービスに対する認知状況や利用意向等のニーズを把握するためにニーズ調査を実施いたしました。調査は、以下の方法で実施しました。

(1)調査票の設計

今回は、障がい福祉計画と一体的に策定せず、単体で第2期障がい者計画を策定するため、第1期障害者計画の策定時に利用したアンケート内容を修正し活用しました。設問項目の概要は以下のとおりです。

- ① 対象者の属性について
- ② 日常生活における介助等の状況について
- ③ 障がいと医療の状況について
- ④ 住まいや暮らしの状況について
- ⑤ 日中活動や就労の状況について
- ⑥ 障がい福祉サービスの利用状況について
- ⑦ 相談相手等の状況について
- ⑧ 差別・権利擁護等の状況について
- ⑨ 災害時の避難について
- ⑩ 社会参加の状況について
- ① 湯河原町のまちづくりについて
- ② 意見・要望等の自由記述欄

(2)調査数及び調査方法

この調査の対象者は、平成28年4月1日現在で、障害者手帳を保持している障がい者を対象に、300人を無作為抽出し実施いたしました。調査方法は以下のとおりです。

調査数	調査方法
	郵送により調査票を配布し、回答後、同封した返
300 人	信用封筒に回答済み調査票を封入封緘のうえ郵
	送により返送。(郵送方式)

(3)調査の基準日及び調査の時期

平成28年4月1日を調査基準日とし、平成28年7月7日発送~21日提 出締切日として調査を行いました。

(4)調査票の回収状況

全体の回収率は、60.7%でした。

調査によるそれぞれの配布・回収状況は以下のとおりです。障がい者の中には身体障がい者と知的障がい者の両方の障がいを抱える人などがおり、 3 障がいの合計と回答者の総数は一致しません。

配布数	配布数	回収数	回収率
身体障がい者	人	156 人	%
知的障がい者	人	33 人	%
精神障がい者	人	14 人	%
計	300 人	182 人	60.7%

(5)集計について

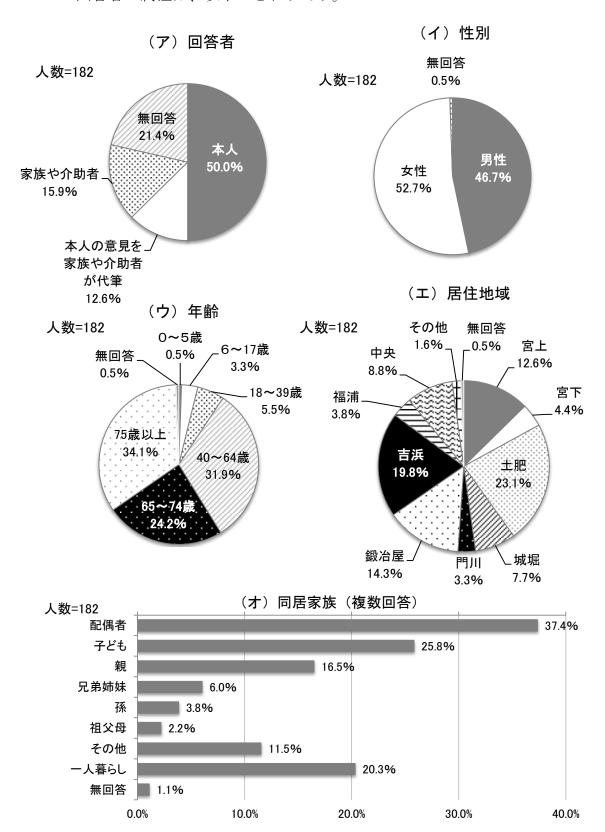
性別・年齢階層区分・居住地区・同居者など基本事項に回答がない場合であっても、項目ごとの有効回答者として集計・分析しました。

「あてはまるもの1つに○をつける」質問に対し、複数回答した場合は 無効回答として取り扱いました。

(6)調査結果の概要(抜粋)

① 回答者の属性について

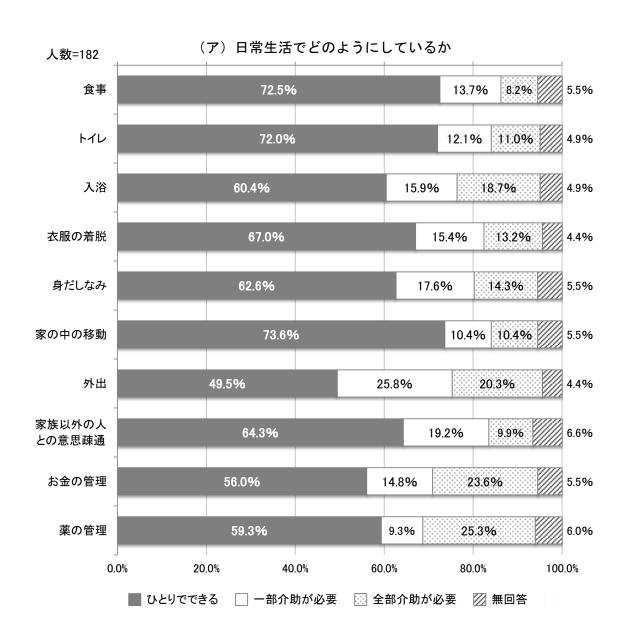
回答者の属性は、以下のとおりです。



② 日常生活における介助等の状況について

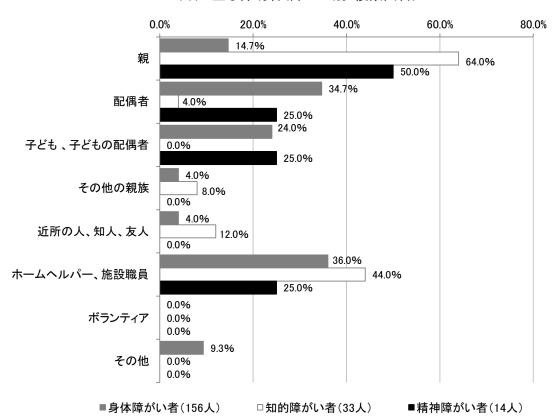
日常生活の各項目をどのようにしているかについては、「一部介助が必要」と「全部介助が必要」を合わせた"介助が必要"は、「外出」が46.1%で最も高く、次いで「お金の管理」が38.4%、「入浴」及び「薬の管理」が同率で34.6%などとなっています。

一方、「ひとりでできる」では、「家の中の移動」が 73.6%で最も高く、 次いで「食事」が 72.5%、「トイレ」が 72.0%などとなっています。

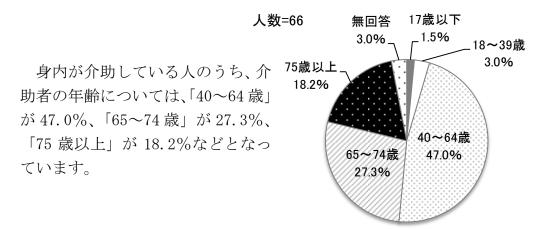


主な介助者について障がい別でみると、身体障がい者では「配偶者」及び「ホームヘルパー、施設職員」の割合が高く、知的障がい者では「親」及び「ホームヘルパー、施設職員」、精神障がい者では「親」の割合がそれぞれ高くなっています。

(イ) 主な介助者(障がい別/複数回答)



(ウ) 年齢(身内介助)



③ 障がいと医療の状況について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の等級は、 以下のとおりです。

身体障害者手帳の等級	人	%
1級	68	37.4
2級	26	14.3
3級	28	15.4
4級	29	15.9
5級	3	1.6
6級	2	1.1
もっていない	19	10.4
無回答	7	3.8
全体	182	100.0

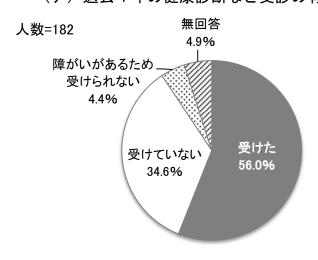
療育手帳の等級	人	%
A1	11	6.0
A2	7	3.8
B1	7	3.8
B2	8	4.4
もっていない	128	70.3
無回答	21	11.5
全体	182	100.0

精神障害者保健福祉手帳の等級	人	%
1級	10	5.5
2級	2	1.1
3級	2	1.1
もっていない	147	80.8
無回答	21	11.5
全体	182	100.0

過去1年の健康診断など受診の有無については、「受けた」が 56.0%、 「受けていない」が 34.6%となっています。

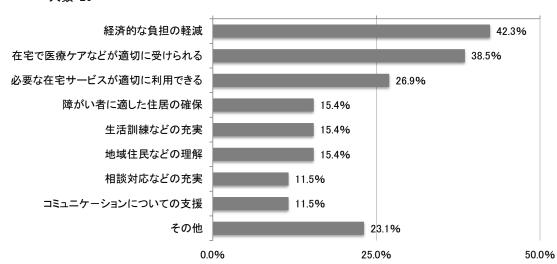
また、「障がいがあるため受けられない」は 4.4%となっています。

(ア) 過去1年の健康診断など受診の有無



4)住まいや暮らしの状況について

現在福祉施設または病院で生活している人のうち、地域で生活するために希望する支援については、「経済的な負担の軽減」が 42.3%で最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられる」が 38.5%、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が 26.9%などとなっています。



人数=26 (ア) 地域で生活するために希望する支援(施設生活者/複数回答)

障がい別でみると、身体障がい者では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられる」及び「経済的な負担の軽減」、知的障がい者では「コミュニケーションについての支援」、精神障がい者では「障がい者に適した住居の確保」及び「その他」の割合がそれぞれ高くなっています。

(単位:%)

	在宅で医療 ケアなどが 適切に受け られる	障がい者に 適した住居 の確保	必要な在宅 サービスが 適切に利用 できる	生活訓練な どの充実	経済的な負 担の軽減
身体障がい者(24人)	41. 7	16. 7	29. 2	12. 5	41. 7
知的障がい者(6人)	16. 7	0.0	0.0	16. 7	16. 7
精神障がい者(2人)	0.0	50. 0	0.0	0.0	0. 0

	相談対応な どの充実	地域住民 などの理解	コミュニケー ションについ ての支援	その他	無回答
身体障がい者(24人)	12. 5	12. 5	8. 3	20. 8	29. 2
知的障がい者(6人)	0. 0	16. 7	33. 3	16. 7	50. 0
精神障がい者(2人)	0. 0	0.0	0.0	50. 0	0.0

※網掛けは最も高い項目

人数=182

⑤ 日中活動や就労の状況について

外出をする人のうち、外出時に困ることについては、「道路や駅に階段 や段差が多い」が31.6%で最も高く、次いで「列車やバスの乗り降りが困 難」及び「外出先の建物の設備が不便」が同率で20.6%などとなっていま す。

人数=155 道路や駅に階段や段差が多い 31.6% 列車やバスの乗り降りが困難 20.6% 外出先の建物の設備が不便 20.6% 外出にお金がかかる 18.7% 困った時にどうすればいいのか心配 18.1% 発作など突然の身体の変化が心配 15.5% 公共交通機関が少ない(ない) 11.6% 介助者が確保できない 6.5% その他 12.3%

(ア) 外出時に困ること(外出をする人/複数回答)

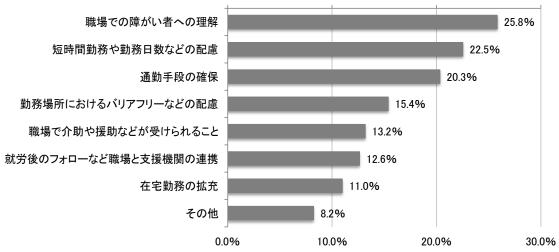
障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場での障がい者 への理解」が25.8%で最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配 慮」が22.5%、「通勤手段の確保」が20.3%などとなっています。

5.0%

10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0%

0.0%

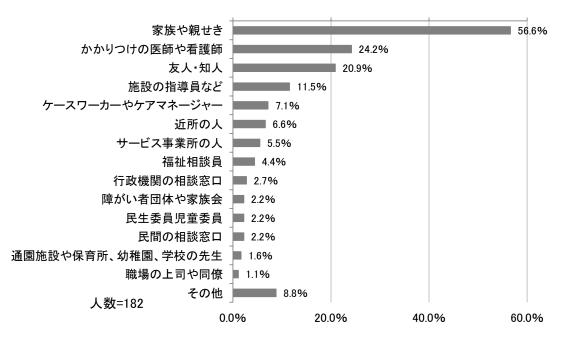
(イ) 障がい者の就労支援として必要なこと(複数回答)



⑥ 相談相手・情報について

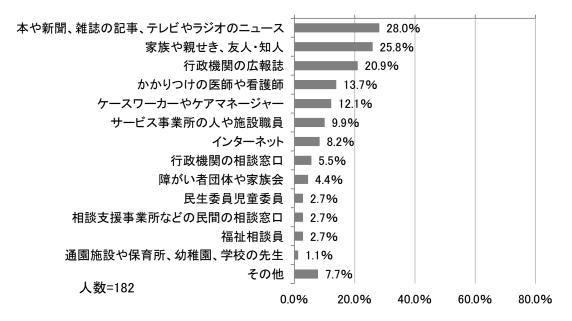
悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が 56.6%で最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 24.2%、「友人・知人」が 20.9%などとなっています。

(ア) 悩みや困ったことの相談相手(複数回答)



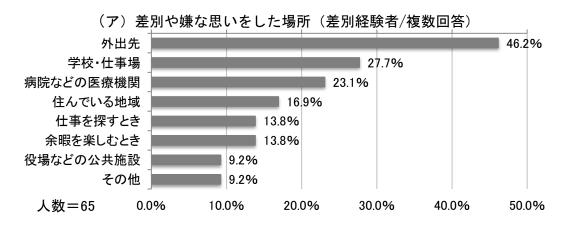
情報の取得先については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が28.0%で最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が25.8%、「行政機関の広報誌」が20.9%などとなっています。

(イ) 情報の取得先 (複数回答)



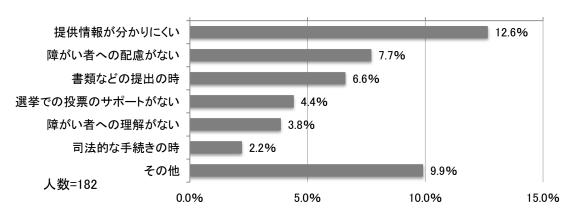
⑧ 差別・権利擁護等の状況について

差別や嫌な思いをした経験がある人のうち、その場所については、「外出先」が 46.2%で最も高く、次いで「学校・仕事場」が 27.7%などとなっています。



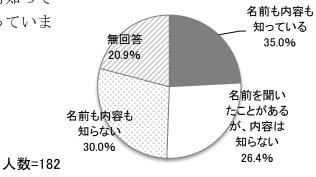
行政サービスで嫌な思いの経験の有無については、「提供情報が分かりにくい」が12.6%で最も高く、次いで「障がい者への配慮がない」が7.7%などとなっています。

(イ) 行政サービスで嫌な思いの経験の有無(複数回答)



成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知っている」が 35.0%となっています。

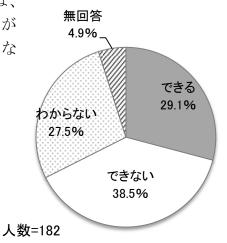
(ウ) 成年後見制度の認知度



⑨ 災害時の避難について

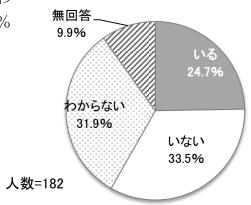
災害時の避難の可否については、「できない」が38.5%、「できる」が29.1%、「わからない」が27.5%となっています。

(ア) 災害時の避難の可否



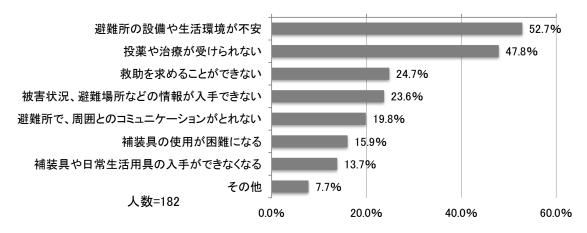
近所に助けてくれる人がいるかについては、「いない」が33.5%、「わからない」が31.9%、「いる」が24.7%となっています。

(イ) 近所に助けてくれる人がいるか



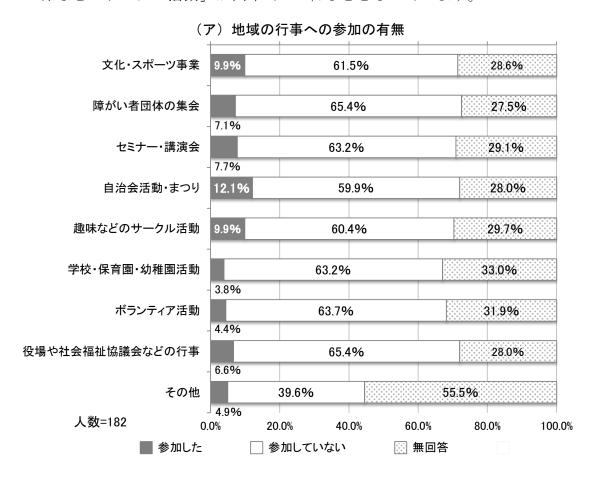
災害時に困ることについては、「避難所の設備や生活環境が不安」が52.7%で最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が47.8%、「救助を求めることができない」が24.7%などとなっています。

(ウ) 災害時に困ること(複数回答)



⑪ 社会参加の状況について

地域の行事への参加の有無について、参加率が高い項目は「自治会活 動・まつり」が 12.1%で最も高く、次いで「文化・スポーツ事業」及び「趣 味などのサークル活動」が同率で9.9%などとなっています。



障がい別に「参加した」の割合をみると、身体障がい者では「自治会活 動・まつり」が、知的障がい者では「障がい者団体の集会」がそれぞれ最 も高くなっています。 (単位:%)

7. 1

文化・スポー 障がい者団体 セミナー・講 自治会活動・ 趣味などの の集会 演会 まつり サークル活動 10.3 4. 5 8.3 10.3 13. 5 12. 1 21.2 6. 1 12. 1 12. 1

0.0

0.0

7. 1

ボランティア 役場や社会福祉協 学校・保育園・ その他 【参加した】 幼稚園活動 議会などの行事 活動 身体障がい者(156人) 1.9 4. 5 5.8 5.8 知的障がい者(33人) 12. 1 6. 1 18. 2 3.0 精神障がい者(14人) 7. 1 0.0 0.0 0.0

ツ事業

0.0

【参加した】

身体障がい者(156 人)

知的障がい者(33人)

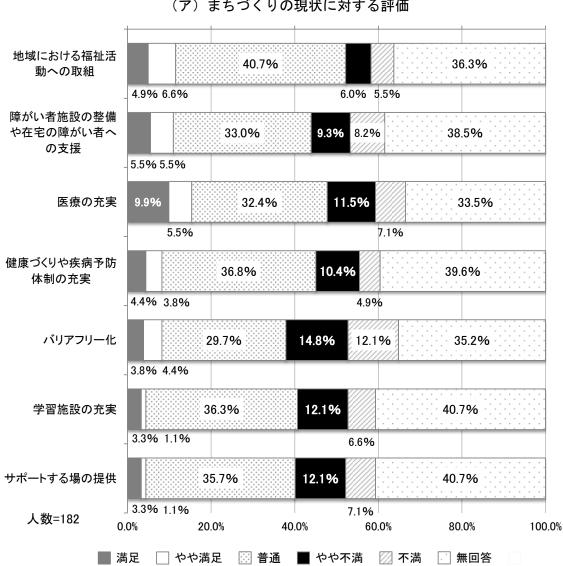
精神障がい者(14人)

[※]網掛けは最も高い項目

① 湯河原町のまちづくりについて

まちづくりの現状に対する評価について、「満足」と「やや満足」を合 わせた"満足"は、「医療の充実」が 15.4%で最も高く、次いで「地域に おける福祉活動への取組」が 11.5%、「障がい者施設の整備や在宅の障が い者への支援」が11.0%などとなっています。

一方、「やや不満」と「不満」を合わせた"不満"は、「バリアフリー化」 が 26.9%で最も高く、次いで「サポートする場の提供」が 19.2%、「学習 施設の充実」が18.7%などとなっています。



(ア) まちづくりの現状に対する評価

① 意見・要望等の自由記述欄

アンケートに回答いただいた 182 人中、31 人の方からご意見、ご感想を いただきました。

主な意見は次のとおりです。

《バリアフリー》

- ○トイレが心配です。和式のトイレだと長い時間は無理ですが、手すりがついているトイレが少ないので、手すりをつけてほしいです。
- ○街灯が暗いので、夜は出歩くのが怖いです。
- ○ストマを受けていますが、専用のトイレがあって助かります。

《情報》

- ○情報の公開について(情報の入手について)、どこでどのように知ることができるのかわかりません。ハンドブックのようなものがあるのでしょうか。
- ○自分がどの公共サービスが受けられるか、一覧を送ってほしいです。
- ○病後の福祉サービスなどを広報で知らせていただくと助かります。
- ○いつまで健康を保っていられるか不安です。施設・福祉に関する資料があればほしいです。
- ○近くに相談できる医療機関がありません。ほとんどの人がインターネットで自分で探して行っていますが、インターネットが苦手な人もいます。もっと的確な案内がほしいです。

《行政》

- ○交通の便のいいところで老人ホームが建てられ、その中に食事ができる、 買い物ができる、子どもや親が出入ができる、そんな明るいホームがあっ たらいいなと思います。老人ホームの数が増えても、年金暮らしだと経済 的に苦しく、入居できません。
- ○仕事場の確保を町役場でやってほしいです。
- ○体調悪化や困ったときに連絡ひとつですぐにサポートに来てくれる体制 を強化してほしいです。できれば 24 時間体制で。
- ○障がい3級でも医療費無料にしてください。
- ○町民として生活環境に満足し、感謝しています。

- ○湯河原駅で、上り階段はリハビリのためと思いなるべく利用していますが、 下りが大変なので、エレベーターを利用することが多いです。湯河原駅で 下りのエスカレーターもあると助かります。
- ○送迎距離制限を撤廃してください。
- ○洋服やくつなどをすぐ汚すので、イトーヨーカドーやイオンモールのよう な、ショッピングセンターを誘致してほしいです。
- ○車いすの貸出をお願いします。
- ○子どもの時にあった「特別訓練会」の大人バージョンがあれば、二次障が いを防ぐことができると思います。
- ○コミュニケーションツールの貸出しがあればよいと思います。
- ○「障がい者スイミング」があったらうれしいです。
- ○親が仕事をしていますので、夜に仕事がある際にショートステイが湯河原 町内にあると、とても助かります。
- ○障がい者用住宅の確保をしてください。
- ○スポーツ・文化活動・リハビリ・パソコンなどが受講できるような、障が い者施設があればと思います。

《その他》

- ○バスを利用した際に手帳を出したところ、私の前の人までありがとうございますと言っていたのに、私にはあいさつがなくショックでした。
- ○後期高齢者になりましたが、一日一日普通に過ごし、笑ったり明るく過ご して前に進んでいきたいと思っています。

4 障がい児者が利用するサービス事業所等の状況

(1) 就学関係施設等の状況(平成28年4月1日現在)

区分	保育園	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援 学級	通級指導 学級
奥湯河原							
温泉場							
宮上	1	1	1			1	
宮下							
城堀	1						
門川							
鍛冶屋	1						
中央	1			1		1	
吉浜	1		1			1	
川堀		1	1			1	
福浦							

(2) サービス事業所等の状況(平成28年4月1日現在)

区分	居宅介護	重度訪問	同行援護	障がい児	計画相談	生活介護	就労移行
	冶七月 唆	介護	1911 1 1友 吃	相談支援	支援	生伯月 唼	支援B型
奥湯河原							
温泉場							
宮上	1		1	1	1		
宮下	2						
城堀							
門川							
鍛冶屋							
中央	1		1	1	1	1	1
吉浜							
川堀							
福浦							

ΕCΛ	児童発達	放課後デ	国 纪 摇 苯	地域活動	和歌士塚	*****	共同生活
区分	支援	イサーヒ゛ス	同行援護	支援センター	相談支援	訪問看護	援助
奥湯河原							
温泉場							
宮上							
宮下							1
城堀							
門川	1	1				1	
鍛冶屋							
中央		2		1			
吉浜							
川堀							
福浦							



第 3 章

計画の基本方向 と主な整備目標

第3章 計画の基本方向と主な整備目標

"ともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくり"

現計画の基本的な考えを踏襲し、リハビリテーションとノーマライゼーションを推進し、障がい者が、自ら自立し地域社会の中で、地域の一員として、それぞれの個性を発揮できるまちづくりを目指します。

【基本的な方向】

(1) 自立生活の支援

障がい者が地域で自立した生活を送り、積極的に社会へ参加することができるためには、障がいがある人の特性や程度、年齢等に応じて、その生活を支える様々な支援を行っていきます。

(2) 地域生活の支援

障がい者が地域の中で、安心して暮らせるとともに、積極的に 地域社会に参加し、自己実現できるよう支援等の充実を図ります。

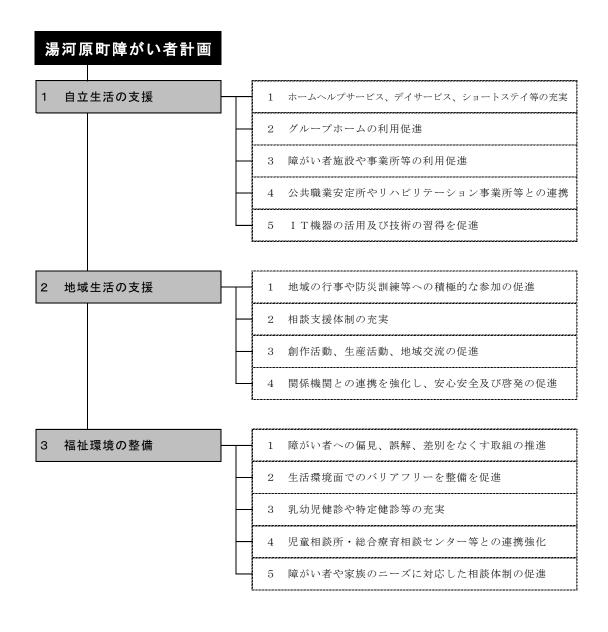
(3) 福祉環境の整備

障がい者が安心して暮らせるバリアフリーのまちを目指すとともに、だれにも優しいユニバーサルデザインのまちづくりを目指していきます。



1 施策の体系

障がい者が「自己選択・自己決定」により、「自立と社会参加」ができ、また、 住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、障がい者が 有する能力と適正に応じ、自立した日常生活と社会参加を営むことができるよ う、基本的な方向に即し、具体的な施策を掲げました。



第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

計画の基本方向と3つの整備目標を踏まえ、第1期湯河原町障害者計画で施 策展開した「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、 「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」、「国際協 力」の8分野をA・B・C・Dの4区分で評価し、新たに施策を展開します。

評価区分

A=十分に施策を取り組めた B=十分ではないが施策を取り組めた

C=ほとんど施策が取り組めなかった D=まったく施策を取り組めなかった

1 啓発・広報

「共生社会」の実現を図るためには、その理念の普及を図るとともに、障がい及び障がいのある人に関する町民の理解を促進し、併せて、障がいのある人への配慮等について地域住民の協力を得るため、幅広い町民一人ひとりの参加による啓発・広報活動を推進することが重要です。

また、行政やサービス提供事業者だけではなく、障がいのある人とない人がお互いに協力し合い、地域全体で生活を支えあうことが必要です。このことから、広報など様々な手段や機会をとらえて啓発活動を行うとともに権利擁護を推進します。

(1) 広報・相互理解の推進

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①障がい者週間 の啓発	毎年 12 月 3 日~ 9 日に「広報ゆが わら」、「町ホームページ」、「地方紙」 等を活用し啓発する。	В	継続
②アイマスクや 車椅子体験、 講演会の実施	様々な交流機会を通じ、疑似体験 等を行い、障がいの理解を深める。	В	継続
③町ホームページの充実	町のホームページへ障がい福祉に 関する施策を掲載するとともに、読 み上げによる情報提供を行う。		・新規取り組み

(2)権利擁護の充実

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①権利擁護の充 実	様々な機会を通じ、障がい者の人 権の尊重について啓発する。	С	継続
②情報提供、相 談体制の充実	成年後見制度の利用による権利擁 護やサービス利用に関わる自己選 択、自己決定を支援する。	В	継続
③財産管理の充 実	高齢または病気等により、父母が 知的障がい者本人のために財産管理 を行うことが困難となったときの支 援を行う。	В	継続

2 生活支援

「生活支援」の項目は、障害者総合支援法で3年ごとに見直すことが義務付けられている「障がい福祉計画」に記載されている障がい福祉サービス等を「障がい者計画」の実施計画として位置付けています。ここでは、障がい福祉サービスを含めた生活支援施策の推進を図ります。

障害者総合支援法の目的は「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とされ、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことになります。

「障がい福祉サービス」「地域相談支援」、市町村等の創意工夫により、 利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」の 生活支援があります。

(1)ボランティア活動の推進

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①ボランティア の育成	手話や点字講習会、広報紙の録音 製作等の講座を開催する。	С	継続
②ボランティア 活動の参加	様々な交流機会を通じ、疑似体験 等を行い、障がいの理解を深める。	С	継続

(2) 障がい福祉サービスの充実

取組事項	施策の内容	評価 2026 (平成 38) 年度	
以仙 事填	ルスのでも		方向性
	居宅介護、重度訪問介護、同行援		・第5期障がい福祉計
①訪問系サービ スの充実	護、行動援護、重度障害者等包括支	Α	画で設定
ノベンカラ く	援の充実を図る。		(平成 30~32 年度)
②日中活動系サービスの充実	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期 入所の充実を図る。		・第5期障がい福祉計
		A	画で設定
2八0万元天			(平成 30~32 年度)
@P471 13		В	・第5期障がい福祉計
③居住系サービ スの充実	共同生活援助(グループホーム)、 施設入所支援の充実を図る。		画で設定
人の元美			(平成 30~32 年度)
	사이나 사이 나 나 나는 마니다.		・第5期障がい福祉計
④相談支援の充 実	指定計画相談支援、指定地域相談 支援の充実を図る。	В	画で設定
大	大阪ツル大で囚る。		(平成 30~32 年度)

(3) 児童福祉サービスの充実

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①障がい児サー ビスの充実	児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援の充実 を図る。	A	・第5期障がい福祉計 画で設定 (平成30~32年度)

(4) 地域生活支援事業の充実

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①相談支援事業 の充実	障害者相談支援事業、基幹相談支 援センター等機能強化事業、住宅入 居等支援事業を推進する。	С	・第5期障がい福祉計 画で設定 (平成30~32年度)
②成年後見制度 利用支援事業 の充実	知的障がい者及び精神障がい者の 権利擁護、財産保護等の観点から、 成年後見制度の申し立てに関し支援 を行う。	В	・第5期障がい福祉計 画で設定 (平成30~32年度)

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
③意思疎通支援 事業の充実	手話通訳者設置事業、意思疎通支 援者派遣事業行う。	A	・第5期障がい福祉計 画で設定 (平成30~32年度)
④日常生活用具 給付等事業の 充実	在宅の重度障がい者等を対象に、 日常生活の便宜と福祉の増進を図る ため、自立生活支援用具等の日常生 活用具を給付または貸与する。	A	・第5期障がい福祉計 画で設定 (平成30~32年度)
⑤手話奉仕員養 成研修事業の 充実	日常生活で必要な手話技術を習得した者(手話奉仕員)を養成する。	A	第5期障がい福祉計画で設定 (平成30~32年度)
⑥移動支援事業 の充実	屋外での移動が困難な障がい者等 の自立生活や社会参加を推進するた め、外出時の移動の支援を行う。	A	第5期障がい福祉計画で設定 (平成30~32年度)
⑦地域活動支援 センター事業 の充実	障がい者等の地域生活の支援のため、通所で創作・生産活動の機会を 提供し、地域の行事等に積極的に参加し、社会参加・交流を促進する。	A	・第5期障がい福祉計 画で設定 (平成30~32年度)
⑧訪問入浴サー ビス事業の充 実	在宅の入浴が困難な身体障がい者 等に、身体の清潔保持、心身機能の 維持向上等の生活支援のため、居宅 に訪問し入浴サービスを行う。	A	・第5期障がい福祉計 画で設定 (平成30~32年度)
⑨日中一時支援事業の充実	障がい者の家族等の就労や日常的 に介護している家族の一時的な休息 を支援するため、障がい者等の日中 における活動の場を提供する。	В	・第5期障がい福祉計 画で設定 (平成30~32年度)
⑩自動車運転免 許取得・改造 助成事業の充 実	在宅の身体障がい者の方の日常生活の利便や社会参加への促進のため、自動車運転免許取得または自動車の改造に要する費用の一部を助成する。	A	・第5期障がい福祉計 画で設定 (平成30~32年度)

(5) 地域福祉活動の促進

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①関係機関・団 体との連携強 化	自治会、隣組単位での自主的、自 発的参加による相互扶助、共助体制 の整備を促進するための支援を行 う。	В	継続

(6) スポーツ・レクリエーション、文化活動等の推進

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①障がい者団体・ボランティア団体等との連携強化	健康の維持・増進、余暇時間の充 実、生きがいと潤いのある生活が送 れるよう、障がい者団体やボランテ ィア団体、関係機関と連携し、スポ ーツ・レクリエーション活動や文化 活動・創作活動を推進する。	В	継続

3 生活環境

すべての人が安全で安心な生活ができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、駅や公園、道路や歩道、トイレ等の公共施設のバリアフリー化に努めています。

また、災害時や緊急時に対応するため、福祉電話、福祉警報機、緊急通報システムの普及やファックス、電子メール等の情報伝達手段を推進するとともに、災害時に支援を必要とする要援護者支援リストを作成し、官民あげての避難支援に取り組みます。更に、災害発生時に自宅や公設の避難場所で生活ができない場合の受け入れ先として、医療機関や介護施設等の連携と確保に努めます。

(1) バリアフリー等の推進

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①バリアフリー 化の推進	駅や公園、道路や歩道、トイレ等 の公共施設のバリアフリー化に努め る。	В	継続
②災害情報伝達 の促進	災害時の移動手段及び移動ルート のバリアフリー化の検討。	В	継続
③移動、交通手 段の支援	交通弱者の人が移動するときに、 必要な支援及び段差・表示等の整備 を行う。	В	継続
④障がい福祉タクシー利用時の補助	障がい者がタクシーを利用すると きの補助。		・金券で検討する

(2)情報伝達の普及・促進

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①福祉電話、福 祉警報機、緊 急通報システ ムの普及促進	要援護者等を対象に、災害や病気、 けが等で緊急に助けや相談が必要に なった時、設置した機器によって、 支援者に連絡をとる。	В	継続
②情報機器によ る情報の提供 を促進	ファックスや電子メール等による 災害情報の提供を行う。	В	継続
③ホームページ による災害情 報の提供	ホームページに、該当居住地区の 避難場所や移動手段及び移動ルート を分かりやすく掲示する。		・新規取り組み

(3)要援護者の把握

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の
以祖 事 填	ル泉の内谷		方向性
①在宅高齢者の	災害時に避難する際に、支援が必		
要援護対象者	要な高齢者の名簿を作成し、適切な	В	継続
の把握	避難支援を行う。		
②障がい者への	災害時に避難する際に、支援が必		
避難支援	要な障がい者の名簿を作成し、適切	В	継続
姓無又 拨	な避難支援を行う。		
のスタイル世体	災害時に避難する際に、支援が必		
③子育て世帯等	要な妊婦や子育て世帯の名簿を作成		・新規取り組み
への避難支援	し、適切な避難支援を行う。		

(4) 避難場所の確保

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①避難場所へ避 難ができない 要援護者	様々な理由により、災害時に避難 場所へ避難することができない要援 護者に対し、医療機関や介護施設等 と連携し、受け入れ先を確保する。	В	継続
②民間施設への 避難支援	災害時に、避難場所に避難するよりも、近くのビルや施設を一時的な 避難先として検討する。	В	継続

4 教育•育成

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障がい、注意欠陥/多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行うなど、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応することが必要です。

また、障がいの有無にかかわらず、乳幼児から高齢者に至るまで、一貫した教育・育成ができる体制の整備と支援に努めます。

(1)相談体制の充実

野如東西	施策の内容	評価	2026(平成 38)年度の
取組事項			方向性
①障がいの早期 発見	乳幼児健診や教育機関等の情報に よる障がいの早期発見に努め、障が いに応じた適切な療育が受けられる よう支援する。	В	継続
②相談体制の充 実	福祉・保健・医療・教育等の専門 分野や専門機関と連携し、ライフス テージに沿った支援体制の充実。	В	継続

(2) 保育・教育の充実

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①統合教育の推 進	障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒との交流及び 共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進する。	В	継続
②学校施設のバ リアフリー化	小・中学校では、学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、障がい児介助員制度を充実し、一人ひとりの障がいにあった教育を推進する。	В	継続
③専門機関、関 係機関との連 携強化による 支援の充実	高機能自閉症児、注意欠陥/多動 性障がい児、学習障がい児等への支 援を充実する。	В	継続

5 雇用・就業

就労支援は、障がい者にとって地域で自立した生活を送ることができるようにする、経済的な基盤としての所得の確保や働くことによる生きがいのために重要な施策です。

障がい者の社会的自立と社会経済活動への参加を促進するため、関係機関と連携し、障がいの特性に応じた決め細かい雇用、就労の場の確保に向けた取り組みを推進します。また、企業等へ障がい者雇用への理解促進の啓発、障がい者の法定雇用率制度の周知及び法定雇用率について達成するよう働きかけを行います。

平成28年度より、改正障害者雇用促進法において、全ての事業主に募集・ 採用など雇用のあらゆる局面での障がい者に対する差別が禁止されました。

(1) 雇用対策の促進

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①事業所への雇 用促進	障がい者の雇用を促進するため、 町内事業所等への障がいの理解を図 り、雇用を促進する。	В	継続
②職業相談や情 報の提供	ハローワーク等の国の機関や県等 の関係機関と連携し、職業相談や情 報提供を図る支援を行う。	В	継続

(2) 福祉的就労の促進

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①福祉的就労協 力事業所の確 保	関係各機関と連携し、福祉的な就 労事業所を確保する。	В	継続
②障がい者の社 会参加の促進	地域作業所やNPO法人等への支援を充実し、障がい者の社会参加を 促進する。	В	継続
③障がい者の雇 用促進法改正 の啓発	雇用の分野における障がいを理由 とする差別的取扱いを禁止し、合理 的配慮の提供が義務化されるよう啓 発に努める。(平成28年度施行)		・新規取り組み

(3)	障がい者の就業と	・生活支援の促進
\ U /		

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の
			方向性
①障がい者の就 業と生活支援 の促進	障がい者の就業と生活面を一体的に支援することを目的に、障がい者就業・生活支援センターを運営する法人に県西2市8町が共同で運営費を助成。	A	継続支援
②障がい者の就 業相談	県の「かながわ労働センター」の 障がい者仕事サポーターや小田原公 共職業安定所等と連携し、障がい者 の就労相談を促進する。	В	継続支援

6 保健・医療

町民の健康の保持増進のため「ゆったりゆがわら『健幸』プラン」を策定し、心も体も健康で、いつまでも元気で生き生きと暮らせるよう施策を展開しています。また、障がいの要因となりうる疾病の早期発見・早期治療及び早期療育に努めております。

妊娠期における飲酒、喫煙、薬物等による胎児への悪影響や規則正しい生活習慣の相談や啓発などを行なうとともに、母子保健事業の充実など、疾病や障がいの早期発見と早期療育に向けて、更なる推進が求められます。

また、成人の健康診査、健康相談等の各種保健事業を行い、内部障がいの 起因となる生活習慣病の早期発見、早期治療のための取り組みを充実すると ともに、こころの健康、うつ病をはじめとする精神疾患などが関係した自殺 予防に対する相談・支援体制を充実します。

(1) 障がいの発症予防と早期発見体制の充実

职如事 语	組事項施策の内容		2026 (平成 38) 年度の
以租 事 垻			方向性
①障がいにつな	保育・教育機関、警察、ボランテ		
がる事故防止	ィア、NPO等と連携し、事故の防	В	継続
の推進	止の啓発に努める。		
②障がい要因と	官民一体となって健康診査、保健		
なる疾病の早	指導を充実し、生活習慣病の予防を	В	 継続
期発見体制の	推進するとともに、正しい知識の情	Б	小区为江
充実	報提供を促進する。		

(2) 障がいに対する保健・福祉・医療サービスの充実

历纪中石	取組事項 施策の内容 評価		2026 (平成 38) 年度の	
以祖 事 垻	他束の内谷	高 十 1Ⅲ	方向性	
①保健、福祉、 医療等関係機 関と連携し相	関係各機関と連携し、早期治療に よる障がいへの予防、また、障がい の程度が重くならないよう相談体制	В	継続	
談体制を充実	を促進する。			
②保健、福祉、 医療等関係機 関と連携し支 援体制を充実	関係各機関と連携し、早期発見や 早期治療等の支援を促進する。	В	継続	
③補聴器助成 (軽度・中等度)	費用の1/3を助成します。		・新規事業	

(3)精神保健施策の推進

取組事項	施策の内容		2026 (平成 38) 年度の 方向性
①地域生活支援 として、気軽 に相談できる 体制の充実	当事者・当事者家族も含めた町民 が、精神疾患や精神障がいについて 気軽に相談できる相談体制の充実を 図る。	В	継続
②精神疾患や精 神障がいの知 識の普及啓発	町民が、精神疾患や精神障がい者 について正しく理解をするための知 識を普及・啓発する。	В	継続
③保健・医療の 情報提供及び サービス提供 体制の充実	県と連携し、医療・福祉の両面で 退院から地域生活に至る一連の流れ に沿って、総合的なサービスの提供 を行う。	В	継続
④自殺対策の促 進	県と連携し、平成28年4月1日に 施行された改正自殺対策基本法の新 しい理念と趣旨に基づき、地域の自 殺対策を推進する。(平成27年度年 換算死亡率:11.35人)	В	継続

7 情報・コミュニケーション

障害者権利条約は、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティ(利用しやすさ等)の保障と情報コミュニケーションの利活用を位置づけています。障がいのある人にとって情報を活用することは無が有になる希望の道具です。その利活用によって社会参加と自己表現が可能になると考えています。近年のパソコンやインターネット、スマートフォン・携帯電話等のコミュニケーションツールは大きく変化し、障がいのある人の利活用の格差も広がっています。障がいのある人にも利用することができるという情報を必要な人が適切に活用し、日常生活の中で利便性を向上し、積極的な社会参加が促進できるよう情報格差の解消が必要と考えます。

(1)情報バリアフリー化の推進

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①情報格差の解 消のための講 習会の開催	パソコン講習会等の開催を促進す る。	С	継続
②情報機器の取 得支援	情報格差を推進するため、必要な 人に情報通信機器の取得支援を行 う。	С	継続

(2)情報提供及びコミュニケーション支援体制の充実

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の
	12:11: 1:12		方向性
①福祉制度や福	障がい者が自立した社会生活が送		
祉サービス等	れるよう、適切な福祉制度や福祉サ	В	継続
の情報提供	ービスの情報を提供する。		
② I Tを活用した情報提供やコミュニケーション支援体制の充実	視覚、聴覚障がい者等の障がいを 補完、IT機器を活用した情報提供 及びコミュニケーションの支援を図 る。	В	地域におけるパソコ ン教室の推進
③災害時におけ る情報提供の 整備	災害時の情報入手や避難等について、避難経路や避難施設等のバリアフリー化方策を推進する。	В	継続

8 国際協力

平成4年(1992年)の「国連障害者の十年(1983~1992年)」に続く取り組みとして、アジア太平洋地域における障がい者への認識を高め、域内障がい者施策の質の向上を目指すために、国連の地域委員会の一つである国連アジア太平洋経済社会委員会において、「アジア太平洋障害者の十年(1993-2002年)」が採択されています。更に10年延長するとともに、平成14年(2002年)10月には「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択され、地域行動計画(2003~2012年)として推進してきました。

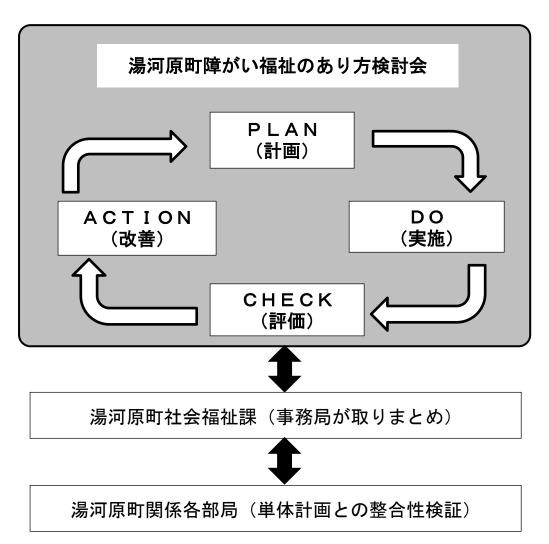
現在は、「びわこミレニアム・フレームワーク」に代わる行動計画として「仁川戦略(2013~2022年)」が採択され、推進しています。

(1) 国際交流の推進

取組事項	施策の内容	評価	2026 (平成 38) 年度の 方向性
①障がい者団体 間の国際交流 支援	ゆがわら国際交流協会等との連携 による交流支援を行う。	С	継続
②民間団体によ る国際交流支 援	厚生労働省が設置した国際障がい 者交流センター(Big - i)の活動等の 情報を提供し、国際交流の支援を行 う。所在:大阪府堺市南区	С	継続

9 障がい者保健福祉に関する行政等の体制

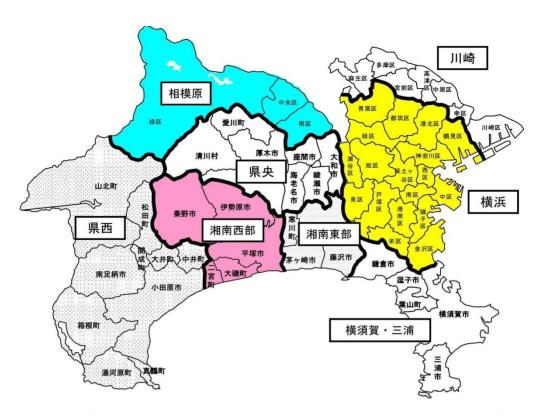
施策の推進に当たっては、社会福祉課を中心に、関係各部局と連携して取り組んでいきます。また、計画の進行管理等については、「湯河原町障がい福祉のあり方検討会」に計画の進捗状況等を諮り、PDCA「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」の考え方に基づき、計画した施策の展開を把握・分析し、見直しを行い、新たな施策を展開していきます。



10 神奈川県の障害保健福祉圏域について

神奈川県は、保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、8つの圏域を設定しています。湯河原町は、小田原市、南足柄市、中井町、大

井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町とともに県西圏域に属し、連携して障害保健福祉を推進することになります。



圏域	市町村
横浜	横浜市
川崎	川崎市
相 模 原	相模原市
横須賀・ 三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県 央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県 西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根 町、真鶴町、湯河原町

第 5 章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 町民参加、当事者参加の推進

本計画を推進していくためには、町民、事業者、ボランティア・NPO、関係機関及び行政(湯河原町)の協働が欠かせません。そのため、これらの関係する各主体と密接な連携を基礎として、計画の推進体制の確立を図ります。

2 推進体制の充実

計画推進の目標達成及び障がい福祉施策を効果的に推進するために、進行管理で得た情報を整理し、PDCAによる計画の達成を目指します。

(1)全庁的な施策の推進

庁内の関係各部局との連携を図るとともに、全庁が一体となって各種施策を 推進していきます。その上で、障がい者に関する施策を総合的かつ効果的に推 進していきます。

(2) ともに進める組織体制の充実

湯河原町の全庁的な組織と、町民、事業者、ボランティア、関係機関等の組織を核として、連携体制を構築・整備し計画を推進します。

3 計画の公表

障がいがある人もない人も生き生きとした明るい健康生活を送るためには、 町民一人ひとりが障がいへの知識と理解を持ち、積極的に社会活動に参加し、 福祉行動を良い方向に変容することが必要です。

本計画を町のホームページに掲載するとともに、町民が気軽に閲覧できるよう、社会福祉課等に計画書を設置します。その他、様々な情報提供の手段を活用しながら、幅広く計画の周知を進めていきます。

本計画は、平成29年度~平成38年度を第2期計画としています。国や県が障害者基本計画を見直した場合は、計画期間内であっても必要により見直しを行い、公表していきます。

4 推進の方策

高齢化時代が進む中で、異世代間交流や体験学習、生きがいづくりなど、これからの福祉施策は町民自らの理解やボランティア活動の推進が求められます。地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、定期的な協議を行っている「湯河原町障がい福祉のあり方検討会」が中核的な役割を果たすとともに、自治会活動、こども会、老人クラブ、ボランティア、NPOなどの団体と連携し、障がい者の活動の場を広げていきます。

5 行政の役割

町は様々な福祉サービス事業を提供するとともに、広報やホームページなどで障がいに関する情報提供の充実を図るとともに、福祉ボランティア活動を支援する役割を担っていきます。また、神奈川県や近隣市町その他の行政機関とともに福祉業務にかかわる関連機関、団体との連携、調整、ネットワーク化を図ることが重要な役割と考えています。

- ・福祉行政の推進を図ります。
- ・障がい者の相談体制の整備を図ります。
- ・安全・安心情報の提供を推進します。
- ・福祉ボランティアの支援を推進します。
- ・障がい者スポーツや文化交流の推進を図ります。

第 6 章

資 料 編

第6章 資料編

1 第2期湯河原町障がい者計画策定経過

開催日等	会議名及び議題等
平成 28 年 6 月 22 日	◆第1回湯河原町障がい福祉のあり方検討会の開催 ・構成員紹介 ・議長 副議長選任 ・議題 ①障がい者計画について アンケートの実施等について ②その他
平成 28 年 7 月 7 日	・アンケート調査依頼(郵送) 調査期間:平成 28 年 7 月 7 日~平成 28 年 7 月 21 日
平成 28 年 12 月 7 日	◆第2回湯河原町障がい福祉のあり方検討会の開催 ・構成員紹介 ・議題 ①アンケート結果について ②障がい者計画の骨子案について ③その他
平成 29 年 2 月 1 日~ 3 月 2 日	・パブリックコメントの実施(30 日間)
平成 29 年 2 月 24 日	総務文教・福祉常任委員会へ計画(案)提出
平成 29 年 3 月 3 日	◆第3回湯河原町障がい福祉のあり方検討会の開催 ・議題 ①障がい者計画素案について ②パブリックコメントについて ③その他

2 湯河原町障がい福祉のあり方検討会について

(1) 名称について

「湯河原町障がい福祉のあり方検討会」とする。

(2)目的について

既存の事業の見直しや社会資源の発掘及び各種団体の連携等、創意工夫により、機能的で個性的な障がい福祉サービスの検討を行うことを目的とする。

(3) 議長及び副議長について

議長と副議長は、出席者の互選とし各1名とする。

(4)議事の範囲について

- ① 障がい児者福祉に係る情報交換
- ② 各団体等における情報提供
- ③ 障がい児者福祉に係る研修
- ④ その他

(5)構成員について

- ① 別表1の団体とする。
- ② その他、当検討会が必要と認めた者。

(6) 事務局について

社会福祉課障がい福祉係とする。

(7) 開催回数について

原則として、年2回行うものとする。ただし、当検討会が必要と認めた場合は、随時行うものとする。

別表1

	団体名	備考
1	真鶴・湯河原町肢体不自由児者父母の会	2名
2	よつばの会	2名
3	精神保健福祉ボランティアグループ とまり木	2名
4	特定非営利活動法人湯河原町地域作業所 たんぽぽ	2名
5	湯河原町障がい福祉相談員	3名
6	ともみの会	1名
7	湯河原町民生委員児童委員協議会	2名
8	小田原保健福祉事務所保健福祉課	1名
9	社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会	1名

湯河原町障がい福祉のあり方検討会構成員

敬称略

	団体名	氏名	備考
1	真鶴・湯河原町肢体不自由児者父母の会	牧野正子	
2	II	溝口多恵子	
3	よつばの会	秋山裕子	
4	II	森岡裕子	
5	精神保健福祉ボランティアグループ とまり木	高橋正志	
6	II	高島智恵子	
7	特定非営利活動法人湯河原町地域作業所 たんぽぽ	茂登山正人	
8	II	鈴木雅之	副議長
9	湯河原町障がい福祉相談員	緑川きみ子	
10	JI .	齊藤博美	
11	JI .	成田久美子	
12	ともみの会	車谷佐智子	
13	湯河原町民生委員児童委員協議会	梅原紘明	議長
14	II	車谷眞理子	
15	小田原保健福祉事務所保健福祉課	笠井明子	
16	社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会	前田牧子	

事務局

	所属	氏名	備考
1	社会福祉課	大木裕恵	
2	II	力石裕之	
3	<i>II</i>	相澤賢一	
4	II	土井円香	
5	保健センター	佐藤吉弘	

3 福祉用語の解説

1. 措置制度

福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し、また、そのサービスの開始・廃止を法令に基づいた行政権限としての措置により提供する制度で、平成15年から支援費制度に移行した。

2. 支援費制度

身体障がい児者及び知的障がい児者が、その必要に応じて市町村から各種の情報提供や適切なサービス選択の為の相談支援を受け、利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいてサービスを利用できる制度。平成15年(2003年)4月に施行され、平成18年(2006年)4月に障害者自立支援法へ移行した。

3. 障害者自立支援法

障害者基本法の理念を基に、障がい者の福祉サービスの一元化、障がい者の就労支援の強化等を目指して平成17年(2005年)に成立した法律で、サービス提供主体の一元化や各種福祉サービスが再編され、各法律に該当する障がい者は障がいの種類を問わず、各自のニーズ、障がいの程度に応じて公平にサービスを受けることが可能になった。具体的なサービスとしては介護給付費や訓練等給付費の支給が該当し、利用者は所定の手続きを経て審査の後認定されると、利用費の9割が市町村から支給され、利用者が1割を負担するという応益負担であったが、利用者の生活を圧迫し、サービス利用の制限につながるとの批判もあり、平成22年(2010年)に改正され、利用者の支払い能力に応じた負担を求める応能負担が原則となった。

4. 障害者総合支援法

平成25年(2013年) 4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年(2014年) 4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

5. 障害者自立支援協議会

その地域における障がい者施策の現状と課題を検討し、改善方策や必要な施策を講じるための具体的な協議を行うほか、市町村又は都道府県における

障がい者に関する福祉計画策定に意見を述べるものとされていたが、平成25年(2013年)4月に障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わり、自立支援協議会の名称を地方公共団体が地域の実情に応じて変更できるよう「協議会」に改め、構成員には、障がい者等及びその家族が含まれる旨を明記し、協議会の設置をさらに進めるため、地方公共団体は協議会を設置するよう努めなければならないものと変更になった。

6. 神奈川県障害者計画

障害者基本法に基づき神奈川県は「かながわ障害者計画」を策定した。福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野において、神奈川県における障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を推進するための基本となる計画。現在の計画期間は平成26年(2014年)度から平成30年(2018年)度の5年間。

7. 湯河原町障がい福祉計画

障害者自立支援法により策定が義務化された計画。障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援等の必要量等を提供する計画で、3か年を1期とし、3年ごとに見直しを行う。現在は第4期で平成27年(2015年)度~平成29年(2018年)度となっている。障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わったが、障がい福祉計画は継続となっている。

8. 湯河原町新総合計画(ゆがわら2011プラン)

平成23年(2011年)度~平成32年(2020年)度を計画期間とする新しい総合計画で、湯河原町の10年間のまちづくりの進め方についての基本的な計画。

9. 湯河原町新総合計画(ゆがわら2011プラン)実施計画

実施計画は、基本構想に定めるまちの将来像「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現を目指し、後期基本計画に位置付けられた各施策を具体的に実施していくために策定した。なお、実施計画に掲載している各事業は、計画策定段階における事業であり、国・県の補助制度の動向や社会情勢の変化、また、町の財政状況などにより実施年度などが変更される場合がある。

10. 湯河原町まち・ひと・仕事創生総合戦略プラン

平成26年(2014年)11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、地方 自治体に「地方版総合戦略」の策定が義務付けられた。湯河原町も人口減少 問題への対策のため、平成27年(2015年)度~平成31年(2019年)度を計画期間 として策定した。

11. 湯河原町老人保健福祉計画(湯河原町高齢者生きがいプラン)

老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定している。

介護保険事業計画は3年ごとに見直すことが義務付けられている。現在は、第6期計画「平成27年(2015年)度~平成29年(2017年)度で、地域包括ケアシステム実現のため、段階的に医療・介護サービスの充実を図り、高齢者の生活を支える地域づくりを進めている。

12. 湯河原町健康増進計画・食育推進計画(湯ったりゆがわら『健幸』プラン)

国の健康づくり国民運動である健康日本21の推進に係る法的根拠として「健康増進法」が制定され、「健康日本21」が推進されている。それに基づき、神奈川県では「かながわ健康プラン21」を策定した。また、健康づくりの重要な柱の一つとして食の問題があるが、国は、「食育基本法」を制定し、「食育推進基本計画」が推進されている。これに基づき神奈川県では「神奈川県食育推進計画(食みらいかながわプラン)」を策定した。本町においては、これら国、県の法律、計画等を踏まえ、本町の状況に適した「湯河原町健康増進計画・食育推進計画」の策定を行なった。

13. 湯河原町子ども子育て支援事業計画

平成24年(2012年)8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年(2015年)4月から開始された「子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すこととされ、その実現のため「子ども・子育て支援法」に基づく、「湯河原町子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

この計画は、「ゆがわら 2 0 1 1 プラン」で掲げる基本目標を踏まえ、次世代育成支援行動計画の基本理念である「自然とやさしさの中で健やかに子どもが育つまち」を継承するもので、平成27年(2015年)度から平成31年(2019年)度の 5 か年を計画期間とし、子育て環境の充実を図るため、本町の幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を総合的に推進するものである。

14. 湯河原町次世代育成支援行動計画

湯河原町では、「自然とやさしさの中で健やかに子どもが育つまち」を基

本理念とし、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、健全な育成がされるような環境づくりに向けて、家庭や地域との連携を図りながら取り組む「湯河原町次世代育成支援行動計画」を策定した。前期計画を平成17年(2005年)度から平成21年(2009年)度、後期計画を平成22年(2010年)度から平成26年(2014年)度。平成27年(2015年)度からは、「湯河原町子ども子育て支援事業計画」の中で推進している。

15. ノーマライゼーションとは

障がい者が、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整備し、と もに生きる社会こそノーマル(普通)な社会であるとの考え方。

16. リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

17. ライフステージ

人の人生を生まれてから幼年期、少年期、青年期、壮年期、老齢期等に分けた考え方。

18. バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

19. バリアフリー新法

高齢者や障がい者が移動しやすいまちづくりを進めるため、駅などを対象とする交通バリアフリー法と、建物を対象とするハートビル法を統合して拡充させたもの。これまでは駅やビルなど、いわば"点"のバリアフリー化を進めてきたが、新法では駅から役所まで、駅から病院までというように、高齢者や障がい者がよく利用する地域一帯を"面"的に整備するようになる。

20. ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア(障壁)に対処すると

の考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や 生活環境をデザインする考え方。

21. 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、 注意欠落多動性障がいなどの脳機能の障がいである、通常低年齢において 症状が発現する。

22. 自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるなどを特徴とする行動の障がいのこと。

23. 学習障がい(LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、 計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を 示す様々な状態を指すものである。

学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

24. 注意欠陥/多動性障がい(ADHD)

不注意(集中力がない)、多動性(じっとしていられない)、衝動性(考えずに行動してしまう)の3つの症状がみられる発達障がいのことで、子どものころからその特徴があらわれ、大人になっても継続していくこともある。

25. 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人を 保護するための制度。

26. 特別支援教育

学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

27. NPO法人

Non-Profit Organizationの略称で、日本語では特定非営利活動法人という。1997年に特定非営利活動促進法(NPO法)が成立し、社会貢献のための活発な活動を行うボランティア団体に法人格を付与し、活動しやすい体制・環境を整えようという試みでスタートした。

28. ガイドヘルプ

ひとりで外出することが困難な障がい者を対象に、ヘルパーが社会生活 上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の 支援を行い、障がい者の自立と社会参加を推進するためのサービス。

29. 内部障がい

心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は 直腸の機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、免疫機能障がいを 言う。

30. 療育

障がい児に対し、その発達に即して、一定の医療的な行為を行い、かつ保育を実施すること。「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味する。

3 1. 日中活動

自立のための機能訓練・生活訓練や就労のための訓練、創作活動や地域 との交流活動など、職場や学校等以外の場で、障がい者が昼間に行う訓練・ 活動などのこと。

32. 民生委員児童委員

地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受け、無報酬で地域福祉の 向上のために活動するボランティア。任期は3年で、社会奉仕の精神、基 本的人権の尊重、政党・政治目的への地位利用の禁止を基本姿勢とし、地 域住民の立場に立って活動を行う。

33. レスパイトケア

乳幼児や障がい児者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的に一定期間、介助・介護から解放し、休息とリフレッシュを提供することによって、日頃の心身の疲れを回復できるようにする援助。

34. 福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障がい者が、授産施設や地域活動支援センターなどで訓練などを受けながら働くこと。自立、更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

3 5. 要約筆記

聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。 話すスピードは書くよりも数倍早く、すべてを書くことは不可能なため、 話の内容を要約して伝えるもの。

36. 法定雇用率

障がい者の雇用の促進等に関する法律に定められている事業主が雇用しなければならない常用労働者に占める身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合。

従業員50人以上の事業主は、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務がある(障害者雇用率制度)。平成25年4月1日から法定雇用率が0.2%引き上げられた。民間2.0%、国・地方公共団体2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%。

37. 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

神奈川県では、障がい者等が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーのまちづくりを目指して平成8年(1996年)に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、だれもが住みよいまちづくりに取り組んできた。その後、急速な少子高齢化の進展やバリアフリーに対する県民の皆様の関心の高まりなどを受けて、バリアフリーのまちづくりの一層の推進を図るため規則改正を行い、平成14年(2002年)4月から新しい整備基準を適用することとした。さらに、平成20年(2008年)12月には、少子高齢化の進行やバリアフリー法の制定など社会状況の変化に対応するため、条例を一部改正し、名称も「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」としている。

38. PDCA

PDCA (plan-do-check-act) は、事業計画に基づく進行管理や事業評価を行い、改善の上、必要により新たに事業を展開を繰り返すこと。

4 アンケート結果集計表(抜粋)

*比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2 位を四捨五入して端数処理していますので、合計 が100.0%を上下する場合があります。

(1) 障がいと医療等の状況

①身体障がい者手帳の保持者の主な障がいについて

	人	%
視覚障がい	3	1. 9
聴覚障がい	2	1. 3
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0. 0
肢体不自由 (上肢)	5	3. 2
肢体不自由 (下肢)	51	32. 7
肢体不自由 (体幹)	18	11. 5
内部障がい(1~6以外)	63	40. 4
無回答	14	9. 0
全体	156	100.0

※身体障害者手帳所持者のみ

②現在受けている医療ケアにについて (複数回答)

	人	%
気管切開	5	2. 7
人工呼吸器	1	0. 5
吸入	2	1. 1
吸引	6	3. 3
胃ろう・腸ろう	2	1. 1
鼻腔経管栄養	4	2. 2
中心静脈栄養	1	0. 5
透析	19	10. 4
カテーテル留置	6	3. 3
ストマ	12	6. 6
服薬管理	22	12. 1
その他	49	26. 9
無回答	78	42. 9
全体	182 (207)	100. 0 (113. 6)

③現在受けている医療ケアの満足度について

	人	%
大変満足	29	15. 9
どちらかと言えば満足	53	29. 1
どちらとも言えない	43	23. 6
どちらかと言えば不満	8	4. 4
不満	2	1. 1
無回答	47	25. 8
全体	182	99. 9

(2) 住まいと暮らしについて

①現在の住まい場所について

	人	%
一人で暮らしている	35	19. 2
家族と暮らしている	113	62. 1
グループホームで暮らしている	2	1. 1
福祉施設で暮らしている	18	9. 9
病院に入院している	8	4. 4
その他	1	0. 5
無回答	5	2. 7
全体	182	99. 9

②将来の住まい場所について

	人	%
今のまま生活したい	15	57. 7
グループホームなどを利用したい	0	0. 0
家族と一緒に生活したい	7	26. 9
一般の住宅で一人暮らしをしたい	0	0. 0
その他	3	11. 5
無回答	1	3. 8
全体	26	99. 9

※①で「福祉施設」「病院に入院」と回答した人のみ

③地域で生活するための支援について(複数回答)

	人	%
在宅で医療ケアなどが適切に受けられる	10	38. 5
障がい者に適した住居の確保	4	15. 4
必要な在宅サービスが適切に利用できる	7	26. 9
生活訓練などの充実	4	15. 4
経済的な負担の軽減	11	42. 3
相談対応などの充実	3	11. 5
地域住民などの理解	4	15. 4
コミュニケーションについての支援	3	11.5
その他	6	23. 1
無回答	7	26. 9
全体	26	100. 0
主件	(59)	(226. 9)

※①で「福祉施設」「病院に入院」と回答した人のみ

(3) 日中の活動や就労について

①1週間の外出頻度について

	人	%
ほぼ毎日	65	35. 7
週1~2回程度	31	17. 0
週3~4回程度	34	18. 7
月1~3回程度	13	7. 1
年に数回程度	12	6. 6
外出しない	18	9. 9
無回答	9	4. 9
全体	182	99. 9

②外出する際の同伴者について

	人	%
親	17	11. 0
配偶者	31	20. 0
子ども・子どもの配偶者	12	7. 7
その他の親族	2	1. 3
近隣の人、知人、友人	8	5. 2
ホームヘルパー・施設職員	16	10. 3
ボランティア	0	0. 0
その他	28	18. 1
無回答	41	26. 5
全体	155	100. 1

※①で「ほぼ毎日」~「年に数回程度」と回答した人のみ

③主な外出目的について

	人	%
通勤・通学・通所	42	27. 1
訓練やリハビリに行く	11	7. 1
医療機関への受診	87	56. 1
買い物に行く	92	59. 4
友人・知人に会う	25	16. 1
趣味やスポーツをする	17	11.0
グループ活動に参加する	15	9. 7
散歩に行く	40	25. 8
その他	14	9. 0
無回答	4	2. 6
全体	155	100. 0
	(347)	(223. 9)

※①で「ほぼ毎日」~「年に数回程度」と回答した人のみ

⑤日中の過ごし方について

	人	%
収入を得て仕事をしている	21	11. 5
収入を得ない仕事をしている	0	0.0
専業主婦(主夫)をしている	12	6. 6
福祉施設、作業所などに通っている	12	6. 6
病院などのデイケアに通っている	5	2. 7
リハビリテーションを受けている	3	1. 6
自宅で過ごしている	79	43. 4
入所している施設や病院などで過ごしている	20	11.0
大学、専門学校、職業訓練校などに通学	0	0.0
特別支援学校(小中高等部)に通学	2	1. 1
一般の高校、小中学校に通学	2	1. 1
幼稚園、保育所、障がい児通園施設に通園	0	0.0
無回答	26	14. 3
全体	182	99. 9

⑥就労の意欲について

	人	%
仕事をしたい	15	35. 7
仕事はしたくない	4	9. 5
できない	19	45. 2
無回答	4	9. 5
全体	42	99. 9

※⑤で「収入を得ない仕事」〜幼稚園、保育所等に通園」と回答した人のうち、18〜64歳のみ

(4) 認定区分等について

①障害支援区分認定の有無について

	人	%
区分 1	4	2. 2
区分 2	3	1. 6
区分3	5	2. 7
区分 4	4	2. 2
区分5	2	1.1
区分6	4	2. 2
受けていない	120	65. 9
無回答	40	22. 0
全体	182	99. 9

②障がい福祉サービスの受給状況について

	人	%
利用している	44	24. 2
利用していない	115	63. 2
無回答	23	12. 6
全体	182	100.0

(5) 差別、権利擁護等について

①障がいがあることに対する嫌な思いの有無

	人	%
ある	25	13. 7
少しある	40	22. 0
ない	99	54. 4
無回答	18	9. 9
全体	182	100.0

湯けむりと笑顔あふれる 四季彩のまち 湯河原

第2期 湯河原町障がい者計画

発行日 平成29年3月

発 行 湯河原町 社会福祉課

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

電話 (0465) 63-2111 (代表)

URL http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/